

# 震 災 対 策 編



# 第 1 章 総 則

## 第 1 節 計画の目的等

### 第 1 計画の目的

真岡市地域防災計画（以下「計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、真岡市に係る防災に関し、市、関係機関及び市民が処理すべき事務又は作業の大綱を定め地域における災害に対する予防、応急対策及び復旧の各種対策を実施することにより市民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 第 2 計画の性格

この計画は、市及び防災関係機関等の防災対策の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、その実施細目等については、別途関係機関が定める。

市、防災関係機関等は、国の防災基本計画に基づくとともに、この計画を踏まえて、具体的計画を定め、その推進を図る。

### 第 3 計画の構成

この計画は、「風水害等対策編」、「震災対策編」、「原子力災害対策編」、「資料編」からなり、本編はこのうち「震災対策編」として、地震に係る災害対策を定めるものとするが、この計画に定めのない事項、また風水害等対策編と内容に変更がない計画は、風水害等対策編を準用するものとする。

### 第 4 修正

市、県及び防災関係機関は、さらに引続き調査・研究を行い、必要に応じ計画の見直しを図り、地震防災対策の確立に万全を期するものとする。

<資料編 ・真岡市防災会議条例（P 267）>

<資料編 ・真岡市防災会議委員名簿（P 269）>

## 第 2 節 防災関係機関等の責務と業務の大綱

風水害等対策編第 1 章第 2 節「防災関係機関等の責務と業務の大綱」を準用する。

## 第 3 節 真岡市の概要

風水害等対策編第 1 章第 3 節「真岡市の概要」を準用する。

## 第4節 地震被害想定

真岡市周辺では、広範囲に被害をもたらす活断層は確認されていない。このため、市に被害をもたらす地震として、県が実施した地震被害想定の結果を参考に用いることとする。

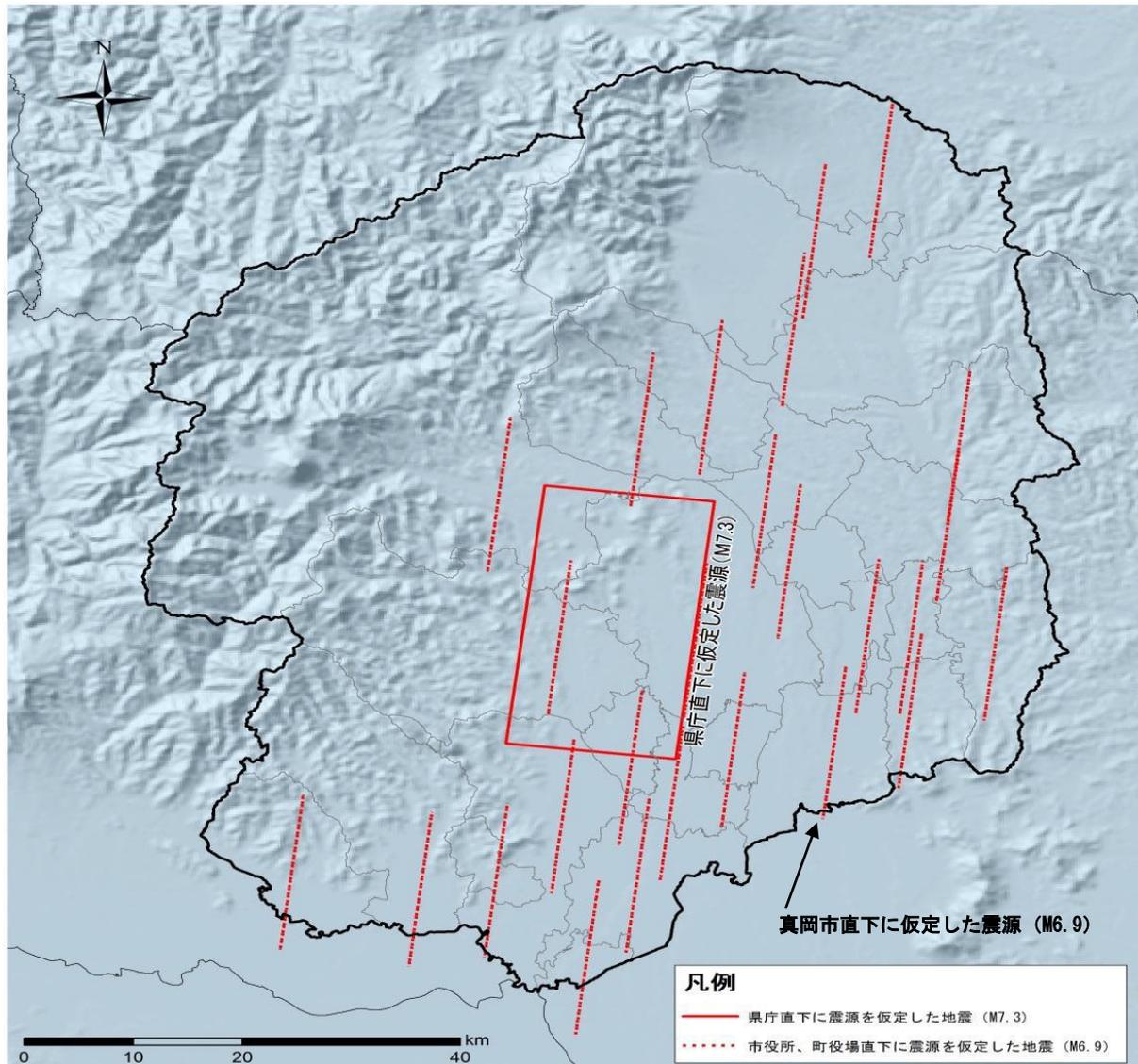
### 第1 真岡市内最大の被害を及ぼす地震の想定

#### 1 地震規模、震源等の設定

真岡市に最も甚大な被害をもたらす地震を想定するため、以下のとおり地震規模、震源等を設定した。

想定地震名	地震規模
想定真岡市直下地震	M6.9

なお、地震規模、震源等の設定に関する基本的な考え方は、次のとおりである。



○真岡市として最も甚大な被害をもたらす地震を想定するため、真岡市直下で地震が発生すると仮定する。

※ 真岡市で大地震が発生しやすいということではない。

○国（首都圏直下地震対策専門調査会）では、地表に活断層が認められていない地震の事例を踏まえ、すべての地域でいつ発生するかわからない地震の規模としてマグニチュード6.9を設定している。

○県の防災行政の参考とする地震は、国の設定を踏まえるとともに、地表に活断層が認められていなかった地域で発生した最大級の地震である鳥取県西部地震（2000年 M7.3）を参考に県庁直下に震源を仮定したM7.3としているが、本市では、被害規模の大きい真岡市直下に震源を仮定したM6.9を参考とした。

## 2 発災ケース（季節・時刻等）

過去の地震の例等から、地震発生の季節や時刻によって被害規模等が異なってくるのが考えられるが、被害が最大となる次のケース（季節・時刻等）を設定した。

被害区分	季節	時刻等	風速
建物被害	冬	深夜	10m/s
人的被害	冬	深夜	10m/s
その他被害	冬	18時	10m/s

### 【各ケース（季節・時刻等）における被害の特徴】

冬深夜・・・多くが自宅で就寝中に被災するため、建物倒壊による死者が発生する可能性が高い。一方、オフィスや市街地の滞留者や鉄道、道路の利用者が少ない。

冬18時・・・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。オフィスや市街地周辺のほか、駅にも滞留者が多数存在する。

## 第2 被害想定結果

被害想定結果については、平成25年度栃木県地震被害想定調査において、計測震度、液状化、土砂災害予測、建物被害、人的被害、ライフライン被害、機能被害等について予測されたものを参考とした。

○真岡市直下地震M6.9の被害想定

### (1) 建物被害

(単位：棟)

全壊棟数	液状化	地震動	土砂災害	火災	合計
	31	3,666	3	135	3,835

### (2) 人的被害

(単位：人)

区分	建物倒壊等	土砂災害	火災	合計
死者数	235	0	3	237
負傷者数	2,438	0	4	2,443
（うち重傷者数）	410	0	1	411

注：端数処理により合計が一致しない場合有

(3) ライフライン被害（直後）

上水道被害 （断水人口）	63,271人
下水道被害 （支障人口）	13,519人
電力被害 （停電件数）	6,012軒
通信被害 （固定電話不通回線数）	3,506回線

(4) 避難者数（当日・1日後）

（単位：人）

避難所避難者	避難所外避難者	合計
8,330	5,553	13,883

(5) 経済被害

直接被害額（建物資産、ライフライン交通施設、災害廃棄物等） 3,117億円

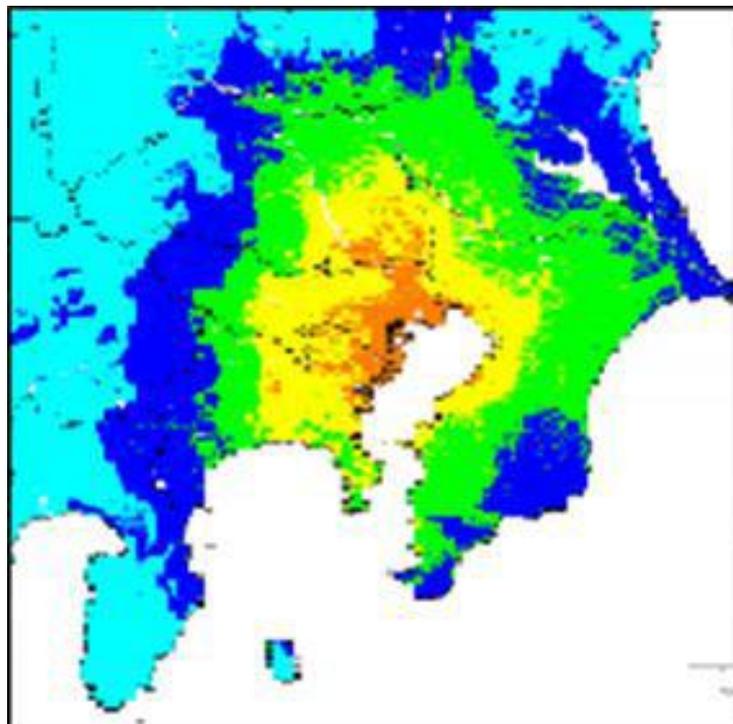
### 第3 首都直下地震の被害想定

#### 1 地震規模、震源等の想定

首都直下地震対策ワーキンググループでは、平成25年12月に取りまとめた最終報告において19とおりの地震を示しており、そのうち最大の被害を及ぼす地震について次のとおり想定している。

想定地震名	地震規模	震源
都心南部直下地震	M7.3	フィリピン海プレートの地殻内地震

○ 震度分布については、下図のとおり想定されている



震度  
3以下 4 5弱 5強 6弱 6強 7

## 2 被害想定の概要

上記1の地震について調査会が取りまとめた被害想定結果においては、次のとおり人的、物的、その他の被害が予測されている。

	死者数(人)	建物全壊・焼失戸数(戸)					避難者(人) (1日後)	帰宅困難者 数(人) (1日後)	発生する 震災廃棄物 (t)
		建物 倒壊等	液状化	急傾斜地 崩壊	火災	合計			
茨城県	—	約60	約1,200	—	約30	約1,300			
栃木県	—	—	約80	—	約10	約80			
群馬県	—	—	約80	—	約10	約90			
埼玉県	約2,400～ 3,800	約21,000	約4,900	約20	約71,000	約97,000			
千葉県	約900～ 1,400	約11,000	約5,600	約80	約25,000	約42,000			
東京都	約8,900～ 13,000	約105,000	約7,000	約300	約221,000	約333,000	約3,000,000	約3,800,000 ～4,900,000	
うち都区部	約8,000～ 11,000	約97,000	約6,800	約200	約195,000	約299,000	約1,500,000		
神奈川県	約3,600～ 5,400	約37,000	約2,800	約700	約95,000	約136,000			
山梨県	—	—	—	—	—	—			
静岡県	—	—	—	—	—	—			
合計	約16,000～ 23,000	約175,000	約22,000	約1,100	約412,000	約610,000	約3,000,000	約5,400,000 ～8,000,000	約9,800,000

※帰宅困難者数の合計は、1都4県（東京都、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県）の合計

※ 冬夕方 風速8m/s

## 3 首都直下地震緊急対策区域について

国では、首都直下地震が発生した際に震度6弱以上（関係都府県等が管轄地域内の防災対策を検討するために個別地域の情報を踏まえて実施した被害想定や防災アセスメントの結果、震度6弱以上となる市区町村を含む。）になる地域を首都直下緊急対策区域として指定し、県内においては本市を含む次の6市1町が指定された。

足利市、佐野市、栃木市、小山市、**真岡市**、下野市、野木町

## 第4 想定結果に基づく本市の取組み

上記により想定された被害を軽減するため、市は、防災活動拠点となる公共施設の耐震化に努めるとともに、市民に対する住居耐震化の必要性の周知徹底、火災の延焼をくい止めるための消防力の強化等に努めるものとする。

また、地震発生後の停電、断水に備えて日頃から物資や資器材等の備蓄に努めるものとする。

<資料編 ・ 気象庁震度階級関連解説表 (P 339) >

## 第2章 予 防

### 第1節 防災意識の高揚・ボランティア連携強化

この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第2章第1節「防災意識の高揚・ボランティア連携強化」を準用する。

#### 第1 市民の防災意識の高揚

##### 1 自主防災思想の普及、徹底

自らの身の安全は自ら守るという「自助」の精神が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時は、自ら身の安全を守るよう行動することが重要である。平常時には、地震に関する基本的な知識を身に付けるとともに、各家庭において住家の耐震化、大型家具・電化製品の固定、安全な配置等に努める一方、地域において、市、地域自主防災組織等が行っている防災活動に積極的に協力し、災害時には、的確に身を守る、初期消火を行う、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難所等で自ら活動する、あるいは市、地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市及び防災関係機関は、市民に対し、自主防災思想や正確な防災・気象に関する知識、特に「生命（いのち）・身体（み）を守る」ことに関する知識の普及、徹底を図る。

##### (1) 発生地震の想定

地震調査研究推進本部で作成している「全国地震予想地図」によれば、県内の山地を除くほとんどの地域で、今後30年間に震度6弱以上の地震に見舞われる確率が「やや高い」と評価される0.1%以上であるとされている。

このことから、市民の一人ひとりが最低限震度6弱以上の地震の発生を想定し、日頃からこれに備えておくことが望まれる。

##### (2) 地盤の揺れやすさ

一般には、地震の規模（マグニチュード）が大きいほど、また、震源から近い（伝播特性の1つ）ほど地震による揺れは大きくなる。しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違い（地盤特性）によって揺れの強さは大きく異なり、表層地盤がやわらかな場所では、固い場所に比べて揺れは大きくなる。

この効果を、ここでは「表層地盤のゆれやすさ」と表現し、この揺れやすさを視覚的に表したのが「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」（内閣府作成）である。栃木県では山地などの固い岩盤が地表近くまで迫っている地域では揺れにくく、柔らかい軟弱地盤が広がり生活しやすい平地では揺れやすくなっている。

自分の住む場所が揺れやすい土地なのかどうかあらかじめ把握しておくことも、地震が起きたときにとっさに身を守る助けとなる。

##### (3) 緊急地震速報による事前覚知

緊急地震速報を利用することにより、いち早く大きな地震の発生を知ることができる。

### 【緊急地震速報の仕組みの概要】

地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた初期微動（P波）の観測データを解析し、最大震度が5弱以上と予測された場合にその解析結果に基づいて各地での主要動（S波）の到達時刻や震度を予測し、テレビやラジオ、携帯電話等の緊急速報メール等で可能な限り素早く知らせる。

### 【速報の発表条件】

地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予測されたとき

### 【速報の内容】

地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名、強い揺れ（震度5弱以上）が予測される地域及び震度4が予測される地域名

### 【留意事項】

- ・ 情報を発表してから主要動が到達するまでの時間は、長くても十数秒から数十秒と極めて短く、震源に近いところでは速報が間に合わないことがある。
- ・ ごく短時間のデータだけを使った速報であることから、予測された震度に誤差を伴う。

## 2 防災知識の普及啓発推進

市及び防災関係機関は、市民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、防災知識の普及啓発を推進する。

さらに、避難指示等が発表された場合の安全確保措置としては、緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市は、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

### (1) 普及啓発活動

#### ア 市民への啓発内容

#### 【速報を覚知したときのとっさの行動】

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、気象庁ホームページ「緊急地震速報を見聞きしたときは」に示されている自分の身を守る行動をとる必要がある。

#### イ 生命・身体を守る方法について

実際に地震が発生したときに具体的に身を守る方法として、（一財）消防科学総合センター作成のパンフレット「地震に自信を」では次のような事項を挙げている。

#### (ふだんの対策)

- ◆自分の家がいつ建てられたのかを調べておく。昭和56(1981)年に住宅の建物の強さを定める基準が強化されたため、これ以前に建てられている場合には十分な強度が備わっているか耐震診断を受けて、その結果に応じた補強を行う。
- ◆ブロック塀や組積造の塀が、基準どおりに鉄筋が入っているか、転倒防止の控壁を設けているかなどの安全点検を行い、危険性が確認された場合は補修や撤去等を行う。
- ◆家具の固定や配置の見直しで、家の中での家具の転倒、照明や荷物の落下等が発生しないようにして、特に寝室や居間に安全な空間を確保する。

- ◆家庭で防災会議を開き、大地震のときに家族があわてず行動できるように、ふだんから次のようなことを話し合い、それぞれの分担を決めておく。
  - ・家の中でどこが一番安全か
  - ・救急医薬品や火気などの点検
  - ・幼児や老人の避難はだれが責任をもつか
  - ・避難所等、避難経路、危険箇所はどこにあるか
  - ・避難するとき、だれが何を持出すか、非常持出袋はどこに置くか
  - ・家族間の連絡方法をどうやって行うか、最終的な待ち合わせ場所はどこにするか
- ◆いざという時のために消火器や三角バケツなどの消火用具を備えておく。
- ◆避難場所での生活に最低限必要な準備をし、負傷したときに応急手当ができるように準備しておく。また、非常持出袋などはいつでも持出せる場所に備えておく。
- ◆日頃から避難場所や避難経路、近所の危険箇所を確認しておく。
- ◆自分が住む地域が、ゆれやすい土地かどうか、日頃から調べておく。

(地震が起きたときの最初の行動)

- ◆揺れを感じたら、まず丈夫な机やテーブルなどの下に身を隠す。座ぶとんなどが身近にあれば、頭部を保護する。
- ◆揺れを感じたら、玄関などの扉を開けて非常脱出口を確保する。
- ◆大揺れは1分程度でおさまるので周囲の状況をよく確かめ、あわてて外へ飛び出すことなく落ち着いて行動する。
- ◆使用中のガス器具、ストーブなどは、すばやく火を消す（石油ストーブは「耐震自動消火装置」のものを使用する）。ガス器具は元栓を締め、電気器具はコンセントを抜く。
- ◆万一出火したら、まず消火器や三角バケツなどの消火用具でボヤのうちに消し止めるようにする。大声で隣近所などに声をかけ、みんなで協力しあって初期消火に努める。
- ◆狭い路地や塀ぎわは、瓦などが落ちてきたり、ブロック塀やコンクリート塀が倒れてきたりするので近寄らない。
- ◆崖や川べりは、地盤のゆるみで崩れやすくなっている場合があるので、これらの場所には近寄らない。
- ◆不要、不急な電話はかけないようにする。特に消防署等に対する災害状況の問い合わせ等は消防活動等に支障をきたすので行わない。

(避難するときの注意点)

- ◆避難するときは、必ず徒歩で避難する。このときの服装は運動着等活動しやすいものとし、携帯品は必要品のみにして背負うようにする。
- ◆山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、崖崩れが起こりやすいので、自分ですばやく決断し、直ちに避難する。
- ◆テレビ、ラジオの報道に注意してデマにまどわされないようにする。また、市役所、消防署、警察署などからの情報には、たえず注意する。

ウ 主な普及啓発活動

- ・防災講演会・講習会・出前講座等の開催
- ・ハザードマップ、防災パンフレット、チラシ等の配布
- ・テレビ、ラジオ、新聞、広報誌、ホームページ、SNS等による広報活動の実施
- ・防災訓練の実施 等

エ 消防団員、地域防災活動推進員等による防災普及啓発活動の促進

市は、消防団員、地域防災活動推進員等による地域における防災普及啓発活動を促進し、家具の転倒防止、避難口等の点検、食料・飲料水の備蓄、地震発生時にとるべき行動、家族の連絡体制の確保の重要性等についての啓発、避難場所・経路等の周知を行い、防災知識の普及を図る。

オ 効果的な防災情報の提供

防災知識の普及にあたって、市は、インターネット等 I C T 技術を活用し、災害情報の発信を積極的に実施する。また、放送機関・報道機関等の協力を得て訴求効果の高いものを活用した啓発を実施するよう努める。

<以下、風水害対策編第 2 章第 1 節以降を参照>

## 第 2 節 地域防災の充実に関する計画

風水害等対策編第 2 章第 2 節「地域防災の充実に関する計画」を準用する。

## 第 3 節 防災訓練の実施

風水害等対策編第 2 章第 3 節「防災訓練の実施」に定めるとおりとするが、震災対策として次の事項を検討し、訓練への導入を図るものとする。

### 第 1 通信連絡訓練の強化検討

大規模な震災が発生した際は、電話の不通等により、通信連絡網の混乱が予想されるので、通信機能の充実強化を促進するため、市防災行政無線（移動系）の利用を図り、被害状況の収集及び情報伝達訓練への取り入れを検討する。

## 第 4 節 避難行動要支援者対策

風水害等対策編第 2 章第 4 節「避難行動要支援者対策」を準用する。

## 第 5 節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

風水害等対策編第 2 章第 5 節「物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備」を準用する。

## 第6節 震災に強いまちづくり

風水害等対策編第2章第6節「災害に強いまちづくり」を準用する。

## 第7節 地盤災害予防対策

地震に起因する地盤災害から市域を保全し、市民の生命、身体、財産を保護するため、関係法令等に基づき災害危険区域を設定し、計画的な災害予防対策を実施する。

### 第1 斜面崩壊防止対策等の推進

地震に起因する土砂災害から市民等の安全を守るため、土砂災害（特別）警戒区域内等の居住者、自主防災組織及び要配慮者利用施設等に対して、風水害等対策編第2章第8節に準じた啓発活動を実施し、異常確認時には市又は消防本部、警察に速やかに通報するとともに、早めの避難行動を行うよう周知する。また、急傾斜地崩壊対策事業等の適切なハード対策の促進指導を県に要望し、未然防止を図る。

### 第2 宅地造成地災害防止対策

市は、地震に起因する崖崩れによる造成地の被害を防止するため、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）及び「建築基準法」（昭和25年法律第201号）の法令の規定に基づき、宅地造成地における擁壁の構造、敷地の安全等について規制を行うなどの対策を実施する。

### 第3 被災宅地危険度判定制度の整備

市は、県と連携し、地震により被災した宅地の余震等による二次災害に対する安全性を判定するため、被災宅地危険度判定制度を整備する。

#### 1 被災宅地危険度判定実施体制の整備

被災宅地危険度判定実施要領等により、実施体制を整備する。

#### 2 被災宅地危険度判定士の運用・支援体制の整備

被災宅地危険度判定士の派遣、輸送、判定準備等の運用・連絡網について整備する。

### 第4 軟弱地盤対策

市、県及び公共・公益施設の管理者は、平成25年度栃木県地震被害想定調査に基づく液状化の被害が想定される地域における施設の設置にあたっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を行うとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止・軽減する対策を適切に実施するよう努める。また、大規模開発においては、市及び県等と十分な連絡調整を図る。

## **第 8 節 農林業災害予防対策**

風水害等対策編第 2 章第 1 1 節「農林業災害予防対策」を準用する。

## **第 9 節 情報通信・放送網の整備**

風水害等対策編第 2 章第 1 2 節「情報通信・放送網の整備」を準用する。

## **第 1 0 節 避難体制の整備**

風水害等対策編第 2 章第 1 3 節「避難体制の整備」を準用する。

## **第 1 1 節 消防・救急・救助体制の整備**

風水害等対策編第 2 章第 1 4 節「消防・救急・救助体制の整備」を準用する。

## **第 1 2 節 保健医療体制の整備**

風水害等対策編第 2 章第 1 5 節「保健医療体制の整備」を準用する。

## **第 1 3 節 火災予防対策**

風水害等対策編第 2 章第 1 6 節「火災予防対策」を準用する

## **第 1 4 節 緊急輸送体制の整備**

風水害等対策編第 2 章第 1 7 節「緊急輸送体制の整備」を準用する。

## **第 1 5 節 危険物施設等災害予防対策**

風水害等対策編第 2 章第 1 8 節「危険物施設等災害予防対策」を準用する。

## 第16節 防災拠点の整備

風水害等対策編第2章第19節「防災拠点の整備」を準用する。

## 第17節 建築物等災害予防対策

地震発生時における建築物の安全性の確保を図るため、市及び施設等の管理者等は、建築物等の耐震性の強化など、必要な防災対策を講じる。

### 第1 建築物の耐震性の状況

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」（以下「耐震改修促進法」という。）は、阪神淡路大震災の教訓から、建築物の耐震化を促進することを目的として施行され、平成18年には、具体的な目標の設定と、より積極的な耐震化の促進を目指した改正が行われた。これを受け、本市では、平成22年に「真岡市建築物耐震改修促進計画」を策定し、耐震化の促進を図ってきたところである。

平成25年11月25日には、耐震改修促進法の二度目の改正が行われ、南海トラフ連動型巨大地震や首都直下型地震等の被害想定による甚大な人的・物的被害に対するための、耐震診断の義務化を含む規制強化等の施策誘導が追加された。

市は、これらを受け、引続き耐震化促進の取組強化を図るとともに、その必要性に関する普及啓発に努めていく。

### 第2 建築物の耐震性確保

#### 1 民間建築物の耐震性の強化

##### (1) 耐震診断、耐震改修の促進

市は、耐震改修促進法に規定されている耐震性能を有しないと想定される既存建築物等について、「真岡市建築物耐震改修促進計画（三期計画）（令和3年4月策定）」に基づき、建築物の所有者等に助言を行い、耐震診断、耐震改修等を促進する。また、天井の脱落防止対策についても、特定行政庁と連携して、新しい基準や落下の危険性を周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行う。

##### (2) 耐震性に関する知識の普及

市は、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、耐震補強等の重要性の啓発を行い、既存建築物の耐震性の向上の促進を図る。

##### (3) 耐震診断及び耐震改修等の費用助成

耐震診断、改修及び建替えの実施には相当の費用を要することから、市は、費用負担を軽減するための助成制度の周知・活用促進を図る。

#### 2 公共建築物の耐震性の強化

##### (1) 市庁舎等の整備

市は、本章第15節のとおり、災害対策の中核施設として重要な役割を担う市庁舎等について、重点的に耐震性の確保を図る。

## (2) 学校施設の整備

市は、震災時における児童生徒、教職員及び一時的に収容する被災者等の安全の確保を図るため、安全確保の観点に立った次のような整備を図る。

### ア 校舎等の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎等について、耐震診断結果に基づき、耐震補強工事を行うなど、重点的に耐震性の確保を図るとともに、国が示す技術的基準に基づいて、構造体の耐震化と併せて、非構造部材の落下防止対策に努める。

### イ 設備・備品等の安全管理

コンピュータをはじめ、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童生徒、教職員等の安全と避難通路が確保できるよう設置方法、場所等について十分配慮する。

## (3) その他防災上重要な公共建築物の耐震化

避難収容施設、医療救護施設、社会福祉施設、応急対策活動の拠点となる施設等防災上重要な公共建築物について、施設管理者は、耐震診断を実施し、必要に応じ、順次改修等の実施に努める。

## 第3 その他必要な予防対策の実施

防災上重要な建築物は、災害時の応急対策活動や避難の施設として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としても重要であるため、次に示す防災対策を推進する。

### 1 建築物、建造物の安全確保

市、県及びその他の施設管理者は、「建築基準法（昭和25年法律第201号）」、「消防法（昭和23年法律第186号）」等の法令で定める技術基準を遵守し、常に災害に対応できるよう施設の管理に努める。

### 2 防災設備等の整備

市、県及びその他の施設管理者は、以下のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

#### ア 飲料水の確保

#### イ 非常用電源の確保

#### ウ 敷地内の排水施設、擁壁等の整備

#### エ 配管設備類の固定・強化

#### オ 施設・敷地内の段差解消等、要配慮者に配慮した施設設備の整備

#### カ その他防災設備の充実

### 3 施設の維持管理

市、県及びその他の施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検や法令に基づく点検などにより施設などの維持管理に努める。

#### ア 点検結果表

#### イ 現在の図面及び防災関連図面

#### ウ 施設の維持管理の手引

#### 第4 震災建築物応急危険度判定制度の整備

市は、県と連携し地震により被災した建築物の余震等の二次災害に対する安全性を判定するため、震災建築物応急危険度判定制度を整備する。

##### 1 震災建築物応急危険度判定士の運用・支援体制の整備

震災建築物応急危険度判定士の派遣、輸送、判定準備等の運用・連絡網を整備する。

##### 2 震災建築物応急危険度判定実施体制の整備について

県内関係機関との連絡調整及び震災建築物応急危険度判定実施体制について整備する。

#### 第5 ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラス等の落下防止

##### 1 ブロック塀等の倒壊防止

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、ブロック塀等の倒壊による被害が大きく、死亡事故も発生したことから、ブロック塀等倒壊防止のための施策を推進してきたが、阪神・淡路大震災、東日本大震災及び大阪北部地震においても、多くの被害が生じた。

このため、市は、県と連携してブロック塀等の倒壊防止のため、建築基準法に基づき、市民に対して十分な指導啓発活動を行い、安全対策を推進するとともに、県と連携して、危険なブロック塀の除去に対する助成制度の周知・活用促進を図る。

##### 2 窓ガラス等の落下防止

市は、地震による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラス、看板、タイル等の落下危険のあるものについて、市民に対して十分な指導、啓発活動を行い、安全対策を推進する。

#### 第6 家具等転倒防止

市は、一般家庭でのダンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒や棚上の物の落下による事故を防止するため、パンフレット等の配布を通じて、市民に対し家具類の安全対策等の普及啓発を図る。

## 第18節 公共施設等災害予防対策

災害時における応急対策活動の実施や市民生活の安定に重要な役割を果たす鉄道、上下水道、電力、ガスその他の公共施設の管理者は、大規模な地震発生時においてもその機能が確保できるよう、平常時から、耐震性の確保等災害に対する安全性を考慮した施設整備に努める。

### 第1 鉄道施設

鉄道事業者は、構造物の建造にあたっては、耐震性に十分配慮するとともに、従来の構造物も補修、改良により耐震性の強化を図り、その整備に努める。また、運転規則、巡回、点検等によって災害予防対策を講じる。

#### 1 施設等の整備

施設等構造物の建造にあたっては、関係基準に定められた安全設計を行う。

また、従来からの構造物についても、危険性を有するものについては、定期的に補修・改良に努める。

#### 2 施設等の点検巡回

地震災害による被害を最小限に抑えるため、平常時から施設関係職員による定期的な点検、巡回を行う。

#### 3 運転規則

地震等による異常事態が発生したときは、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう訓練教育を行うとともに、運転規則によって災害の防止に努める。

- (1) 列車運転中に地震等による異常を感知したときは、速やかに列車を停止させる。
- (2) 異常を認めた場合は、駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。
- (3) 運転を再開する場合は、注意運転によって最寄りの駅まで運転し、駅の指示を受ける。
- (4) 状況により諸施設担当責任者は、施設の点検巡回の手配を行う。

### 第2 水道施設

水道事業者は、水が市民の生命維持に必要不可欠なものであることから水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

#### 1 書類の整備

施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。

#### 2 防災体制の編成

防災体制の編成、危機管理マニュアル、緊急連絡系統図等を作成する。

#### 3 貯留水の確保

配水池等の貯水施設は、耐震化を図るほか、流入管、流出管には、緊急しゃ断弁等を設置し、貯水施設内の水を安全に確保できるようにする。

#### 4 二次災害防止

ポンプ場、浄水場内での薬液注入設備等、特に塩素ポンプ室塩素注入設備、重油、ガス等の燃料用設備の設置にあたっては、地震による漏洩、その他の二次災害の発生を防止するための措置を講じる。

## 5 施設の維持管理

点検基準等に従い機器又は設備の保守管理に努め、施設のリスクを表示し、職員に周知徹底させるとともに、発災の際には、早期発見と改善を行い施設の機能保持を図る。

また、消火機器、塩素ガス漏洩検知装置、中和装置、救護用具、医薬品等を常に使用可能な状態にしておく。

## 6 配水管路等の改良

石綿セメント管等の老朽管や耐震性の低い管路の布設替えを行い、管路の強化に努めるとともに、地盤の特性を考慮した、材料の選定を行う。

## 7 応援体制の整備

給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間等の相互連携に努める。

## 8 応急復旧用資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるよう、主要施設の資機材の備蓄に努める。

<資料編 ・水道事業浄水施設一覧及び給水用資機材保有状況 (P 290) >

## 9 重要給水施設の把握

避難所、医療施設等、災害時に重要となる施設を把握し、給水体制の確保に努める。

### 第3 下水道施設

#### 1 施設の整備

下水道施設の管理者は、施設の新設、増設にあたって、耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに、耐震性向上のため開発される資機材、工法等を積極的に取り入れ、より耐震性のある施設とする。

また、既存の施設については、耐震性能を把握し、必要に応じ補修、補強等を実施するなど耐震性の向上に努める。

#### 2 危険箇所の改善

下水道施設の管理者は、施設の点検等による危険箇所の早期発見と改善に努める。

<資料編 ・下水道施設一覧 (P 291) >

### 第4 電力施設

東京電力パワーグリッド(株)は、地震発生時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時から防災体制を整備する。

### 第5 都市ガス施設

都市ガス事業者は、大規模地震発生時における施設に係る災害の未然防止のため、安全化対策に努めるとともに、広範囲にわたる都市ガス施設の被害やガスによる二次災害の防止、被害の軽減、早期復旧等を図るため、防災体制を整備する。

また、災害の発生が予想され、又は発生した場合に、県、市、消防本部、警察、防災関係機関、関連工事会社との情報連絡等が円滑に行えるよう、あらかじめ連絡方法を確認するなど連携体制を整備しておく。

<資料編 ・都市ガス事業者 (P 291) >

## 第6 河川管理施設等

河川管理者は、地震の発生による河川管理施設等の被災や二次災害としての水害に備え、それぞれの施設の点検、警戒活動、広報活動、応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する体制の整備に努める。

## 第7 廃棄物処理施設

市、処理業者、民間事業者は、災害時においても、災害廃棄物及びその他の通常の廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）を迅速かつ円滑に処理することができるよう、次の対策を講じておく。

- 1 処理施設における耐震化、耐水化、燃料等の備蓄、始動用電源の確保等を図る。
- 2 被害を最小限とするため各設備の保守点検を定期的に行い、破損している箇所については、速やかに補修する。
- 3 廃棄物処理施設に被害があった場合に備え、緊急連絡体制、応急復旧体制（メーカーからの技術者の応援体制を含む。）を整備する。
- 4 応急復旧のための資機材を整備するとともに、定期的にその保守点検を行う。
- 5 廃棄物の最終処分場（平成10年6月以降許可分）の災害防止については、許可申請時の災害防止の計画に基づき、速やかな処理体制を整備する。

また、市は、施設が被災した際は、相互応援協定等に基づき県に応援を求め、緊急事態に対処する。

## 第19節 文教施設等災害予防対策

風水害等対策編第2章第2.2節「文教施設等災害予防対策」を準用する。

## 第20節 相互応援体制の整備

風水害等対策編第2章第2.3節「相互応援体制の整備」を準用する。

## 第21節 孤立集落災害予防対策

風水害等対策編第2章第2.4節「孤立集落災害予防対策」を準用する。

## 第22節 災害廃棄物の処理体制の整備

風水害等対策編第2章第2.5節「災害廃棄物の処理体制の整備」を準用する。

## 第3章 応急対策

### 第1節 活動体制の確立

大規模な地震発生時に、震度に合わせて災害対策の中核となる組織を設置し、防災関係機関と連携して被災者の救出・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

なお、この計画に定めのない事項は風水害等対策編第3章第1節「活動体制の確立」の定めるところによる。

#### 第1 市の活動体制

地震の震度に応じた職員の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、震度、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

震度	活動体制の種類	災害の態様	体制の概要	配備要員
4	注意体制	小規模な災害が発生した場合	小規模災害の情報収集及び応急対策を行う体制	災害対策関係職員のうち、参集を指定されている者
5弱 5強	警戒体制	①中規模な災害が発生するおそれがある場合 ②中規模又は局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合	災害警戒本部が自動的に設置され、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	警戒体制に該当する職員
6弱 6強 7	第2非常体制	大規模な災害は発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合	災害対策本部が自動的に設置され、市の全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	全職員

(注1) 配備要員の編成については、配備区分ごとにあらかじめ定めておく。

(注2) 震災対応においては、震度6弱以上の地震が発生したときは、自動的に第2非常体制（全庁による体制）をとることになるため、第1非常体制をとることはない。

#### 第2 注意体制

市は、市内において震度4以下の地震により人的・住家被害が発生した場合、注意体制をとる。参集者に指定されている災害対策関係職員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 地震に関する情報の収集
- (2) 被害情報の把握
  - ア 被害が発生した日時、場所
  - イ 被害の概要
  - ウ 被害に対してとられた措置
  - エ その他必要な事項
- (3) 被害情報を県へ報告
- (4) 必要に応じて関係課等への通報

- (5) 必要に応じて市長・副市長等への報告
- (6) 災害応急対策（小規模）

### 第3 災害警戒本部の設置

#### 1 災害警戒本部の設置、解散の時期

市は、災害対策本部の設置に至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、副市長を本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

##### (1) 災害警戒本部の設置基準

- ア 市内に最大震度5弱又は5強の地震が発生したとき（自動的に設置する）
- イ 市内に中規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、副市長が必要と認めるとき

##### (2) 設置場所

災害警戒本部は、真岡市役所内に設置する。ただし、市役所内に災害対策本部を設置することができない場合は、本部長の指定する場所に設置する。

##### (3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 災害の発生するおそれがなくなったと本部長が認めたとき
- イ 災害応急対策がおおむね終了したと本部長が認めたとき
- ウ 災害対策本部が設置されたとき

#### 2 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

- (1) 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び地震災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関する事
- (2) 災害対策本部の設置に関する事
- (3) 災害応急対策の実施に関する事

#### 3 代決者

本部長（副市長）不在時等の意思決定は、副本部長（市民生活部長）が行う。

### 第4 災害対策本部の設置

#### 1 災害対策本部の設置、解散の時期等

市は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条及び真岡市災害対策本部条例（昭和38年7月5日条例第20号）の規定により、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

##### (1) 設置基準

次の各号に掲げる場合に災害対策本部を設置する。

- ア 震度6弱以上の地震が発生したとき（自動的に設置する）
- イ 市内に大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき
- ウ 市内に災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる大規模な災害が発生した場合で、市長が必要と認めるとき

## (2) 設置場所

災害対策本部は、真岡市役所内に設置する。ただし、市役所内に災害対策本部を設置することができない場合には、本部長の指定する場所内に設置する。

## (3) 県現地対策本部との連携

災害対策本部を設置し、県の現地災害対策本部が設置された場合には、情報交換等連絡を密にし、相互に連携をとって業務にあたる。

## (4) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、地震災害のおそれが解消し、災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたととき解散する。

## 2 防災関係機関等への通報

災害対策本部を設置したときは、速やかに次のうち必要と認める機関に通報する。

### (1) 栃木県庁

### (2) 芳賀地区広域行政事務組合消防本部

### (3) 真岡警察署

### (4) 陸上自衛隊宇都宮駐屯地第12特科隊

### (5) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関

### (6) その他の関係機関（隣接市町等）

## 3 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、「真岡市災害対策本部組織図」及び「真岡市災害対策本部事務分掌」のとおりとする。

本部及び各班の運営体制については、災害の規模や内容、時期に応じてその都度配置を見直す等柔軟に対応するとともに、災害対応が長期にわたる場合には継続した運営が可能となるよう全庁からの応援を受けて従事職員のローテーションを確保するよう努める。また、職員招集の迅速化を図るため、職員初動マニュアルを整備する。

なお、初動期において全庁体制による業務継続が可能となるよう、あらかじめ災害時に必要となる人員、物資等を想定した上で、災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務等の優先すべき業務を特定し、当該業務に適切な人員配置を行うことができるように準備しておく。

<資料編 ・真岡市災害対策本部組織図（P 271）>

<資料編 ・真岡市災害対策本部事務分掌（P 273）>

## 4 災害対策本部の業務

災害対策本部は、次の災害対策業務を実施する。

### (1) 災害救助法の実施に関すること

### (2) 災害予防及び災害応急対策の的確かつ迅速な実施のための方針の作成に関すること

### (3) (2)で作成した方針に沿った災害予防及び災害応急対策の実施に関すること

### (4) 災害に関する情報の収集に関すること

### (5) 本部の活動体制に関すること

### (6) 現地本部の活動体制に関すること

### (7) 関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互の連絡調整に関すること

### (8) 都道府県、他市町等への応援要請に関すること

- (9) 自衛隊の災害派遣要請、配備に係る調整に関すること
- (10) 応援に関すること
- (11) 災害広報に関すること
- (12) 災害対策本部の解散に関すること
- (13) その他重要な事項に関すること

5 代決者

本部長（市長）不在時等の意思決定は副本部長（副市長）が、本部長、副本部長ともに不在時等の場合には、市民生活部長が行う。

6 職員の動員体制

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、次により職員の動員を行う。

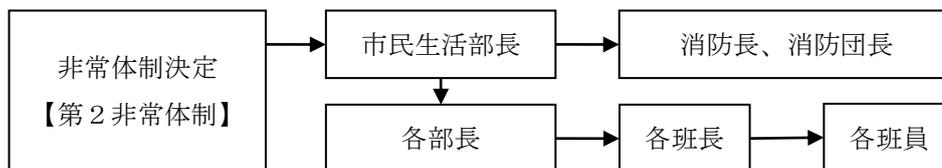
(1) 動員体制の整備

ア 各部長は、職員一人ひとりに動員区分と業務内容を周知するとともに、特に勤務時間外、休日等における迅速かつ的確な動員が行われるよう、職員の動員計画表あるいは連絡系統図等を作成し、常に動員体制の整備に努めるものとする。

イ 配備要員となる職員は、休日その他勤務時間外において災害の発生を知ったとき、又は動員の伝達を受けたときは、あらかじめ定められた場所に直ちに登庁し、災害応急対策業務に従事するものとする。

(2) 動員の伝達方法

本部長（市長）が決定した非常体制における職員等への伝達は、次により行う。



第5 業務の継続

市は、ヒト・モノ・情報・ライフライン等の利用する資源に制約を受ける状況が考えられる中で、発災発動期において、応急業務等を実施するとともに、中断することのできない優先度の高い通常業務を継続するため業務継続計画(大規模災害編)に準じて、全庁体制で業務を実施・継続する。

## 第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

市は、地震災害が発生した場合、救出・救助活動等の災害応急対策活動や市民の避難勧告等の判断に資するため、関係機関と連携して速やかな情報収集に努めるとともに、その情報を迅速かつ的確に伝達するため、各種通信手段の確保を図る。

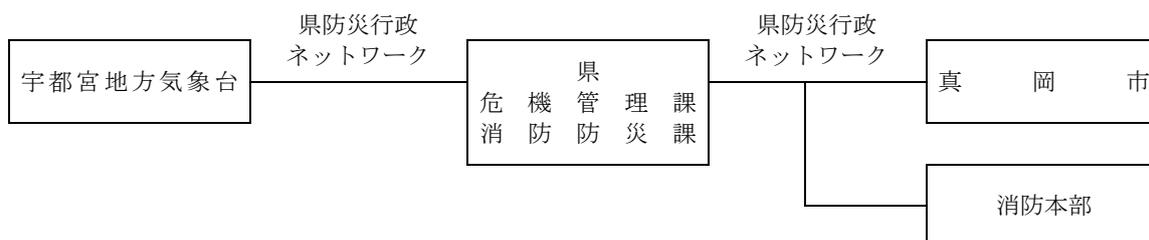
なお、災害の情報収集・伝達については、風水害等対策編第3章第2節「情報の収集・伝達及び通信確保対策」のとおりとするが、震災対策として次の事項を特に定めるものとする。

### 第1 地震情報等の発表・伝達

1 宇都宮地方気象台では、次の場合に地震情報等を発表する（観測点は、気象台及び県、国立研究開発法人防災科学技術研究所が管轄するもの）。市は、地震情報等の伝達系統に基づき、宇都宮地方気象台及び県との連絡体制の確立に努める。

- (1) 県内の観測点のいずれかで、震度3以上が観測された場合
- (2) 県内で地震による被害が発生した場合
- (3) 県内を震源とする地震により、県内のいずれかの観測点で震度1以上が観測された場合
- (4) その他、必要と認められる地震が発生した場合

2 地震情報等の伝達系統は、次のとおりとする。



3 一般市民からの通報

(1) 発見者（一般市民）の通報責務

地震災害が発生するおそれのある異常現象や地震による被害を発見した者は、遅滞なく市又は消防本部、警察に通報する。

(2) 市、消防本部及び警察の処置

ア 異常現象や地震による被害の通報を受けた消防本部及び警察は、その旨を速やかに市に通報する。

イ 異常現象や地震による被害の通報を受けた市は、要救助者を早急に救助するとともに、被害状況を調査し、その状況を直ちに県、宇都宮地方気象台、関係機関に通報する。

### 第2 被害状況の報告

1 市及び消防本部は、市内に災害が発生したときは、栃木県火災・災害等即報要領基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を県に報告する。

ただし、市内で震度5強以上の地震が発生した場合は、国（総務省消防庁）及び県に報告する。

なお、災害により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに国（総務省消防庁）及び県へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行く。

- 2 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、その規模を把握するための情報を速やかに収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

<資料編 ・栃木県火災・災害等即報要領（P 318）>

<資料編 ・即報基準一覧（P 335）>

### 第3 通信手段の種類

震災時の通信手段の種類としては、次のようなものがある。

区 分	通 信 手 段	説 明
	県防災行政ネットワーク	県主要機関、市町、防災関係機関等との通信を確保し、県が行う気象予警報や災害時の情報収集・伝達、その他応急対策を行う。
	市防災行政無線	市内において、移動局による災害情報の収集、地域市民への伝達を行う無線設備
NTT	災害時優先電話	災害時に優先的に発信できる電話機（一般加入電話機を東日本電信電話株式会社と協議して事前に設定）
NTTドコモ	災害時優先電話	災害時に優先的に発信できる携帯電話機（衛星携帯電話等を含む）
KDDI	災害時優先電話	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に優先的に発信できる携帯電話機</li> <li>・衛星携帯電話機</li> </ul>
ソフトバンク		
その他	消 防 無 線	消防機関の設置する無線設備
	警 察 通 信	警察専用電話及び無線通信
	企 業 局 無 線	県企業局の設置する無線通信
	非 常 通 信	関東地方非常通信協議会の構成機関の有する無線通信設備を利用して行う通信
	防 災 相 互 通 信 用 無 線 機	国、県、市町、防災関係機関が災害の現地において相互に通信を行うことができる無線機

### 第3節 災害拡大防止活動

風水害等対策編第3章第3節「災害拡大防止活動」の定めるところによるが、建築物の災害拡大防止については、次のように定めるものとする。

#### 第1 建築物・構造物に係る二次災害防止

##### 1 震災建築物応急危険度判定の実施

市は、県と連携し、余震に伴う建築物・構造物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、建築物等の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険程度の判定、表示等を行う、震災建築物応急危険度判定を実施する。

##### 2 二次災害の防止

市は、震災建築物応急危険度判定の結果、使用を制限する必要がある場合は、当該建築物の管理者、使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

### 第4節 相互応援協力・派遣要請

風水害等対策編第3章第4節「相互応援協力・派遣要請」を準用する。

### 第5節 災害救助法の適用

風水害等対策編第3章第5節「災害救助法の適用」を準用する

## 第6節 避難対策

風水害等対策編第3章第6節「避難対策」に定めるとおりとするが、震災対策として次の事項を特に定める。

### 第1 帰宅困難者対策

#### 1 一斉帰宅の抑制

##### (1) 一斉帰宅抑制呼びかけ

市は、発災直後の一斉帰宅を抑制するため、ホームページやマスコミ等を通じて、市民や企業等に対して「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけを行う。

##### (2) 企業等における施設内待機

企業や学校等は、施設の安全を確認の上、従業員や児童生徒等を施設内の安全な場所に待機させ、一斉帰宅を抑制するよう努める。

##### (3) 駅や集客施設等における利用者保護

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者等は、施設や周辺の安全を確認の上、利用者を一時滞留可能な場所へ誘導し保護する。

#### 2 一時滞在施設の開設

市は、あらかじめ指定した一時滞在施設について、施設の安全を確認の上、一時滞在施設として開設し、帰宅困難者の受入を行う。

##### (1) 一時避難施設への誘導

企業や学校等は、施設が安全でない場合、一時滞在施設に従業員や児童生徒等を誘導する。

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者等は、施設や周辺が安全でない場合や利用者が多数で施設内で安全に利用者を保護できない場合、一時滞在施設に利用者を誘導する。

誘導に際しては、市や警察と協力して、安全な誘導に努める。

また、地域内に滞留する帰宅困難者については、市が警察や消防機関と協力して、一時滞在施設に誘導するよう努める。

市は、帰宅困難者が多数発生するなど一時避難施設への誘導が困難であるときは、（一社）栃木県バス協会に帰宅困難者の輸送を依頼するとともに、状況に応じて、県へ必要な支援を要請する。

##### (2) 一時避難施設での対応

市は、帰宅困難者が帰宅可能な状況になるまでの間、食料や水、毛布等の物資等を提供すると同時に、必要に応じて風水害等対策編第3章第6節第3の2に掲げる避難所の設置・運営に係る対応を行う。併せて、交通機関の復旧状況や、代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。

なお、鉄道事業者から自己の施設の運行や復旧、代替輸送等に関する情報を収集するとともに、警察から交通規制に関する情報その他必要となる情報を収集する。

また、状況に応じて、県へ必要な支援を要請する。

#### 3 外国人への支援

市は、災害の規模・被害等に応じ「災害多言語支援センター」を設置するなど、災害時に多言語による情報提供や相談業務を行うことにより、外国人の安全体制の確保に努める。

## 第6節の2 広域一時滞在対策

風水害等対策編第3章第6節の2「広域一時滞在対策」を準用する。

## 第7節 救急・救助活動・消火活動

市は、震災により被災した者を迅速に救助すること、また、火災による被害を最小限に留めるため、市民、自主防災組織、消防機関、県、警察、自衛隊等と連携して迅速、適切な救急・救助活動を行う。

### 第1 市民及び自主防災組織の活動

地震災害時の交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関等の現場到着の遅れに対処するため、自主防災組織や地域市民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

#### 1 救急・救助活動

##### (1) 関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに消防本部等の関係機関に通報する。

##### (2) 初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者、負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護にあたる。

また、自主防災組織は直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、負傷者の保護にあたる。

##### (3) 消防機関への協力

初期救急・救助活動の実施にあたっては、消防機関等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

#### 2 消火活動

##### (1) 火災予防措置

大きな地震を感じた場合、各家庭では、火災の発生を防止するため、使用中の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブ等を閉止し、電気ブレーカーを遮断する。

自主防災組織は、各家庭等におけるガス栓の閉止等の相互呼びかけを実施するとともに、点検及び確認を行う。

##### (2) 火災が発生した場合の措置

###### ア 火災が発生した家庭の措置

(ア) 近隣に火災が発生した旨を大声で知らせる。

(イ) 消防機関に通報する。

(ウ) 消火器、くみ置き水等で消火活動を行う。

イ 自主防災組織等の措置

自主防災組織は、近隣市民に知らせるとともに、消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。消防機関が到着したときは消防機関の指示に従う。

## 第2 事業所の活動

### 1 火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な火災防止措置を講ずる。

### 2 火災が発生した場合の措置

(1) 防災管理者又は防火管理者の指揮により、自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

(2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

### 3 二次災害防止措置

都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取扱う事業所において、異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

(1) 周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

(2) 警察、最寄りの防災関係機関にかけつける等の可能な手段により直ちに通報する。

(3) 立入禁止等の適切な措置を講ずる。

## 第3 市、消防機関の活動

### 1 救急・救助活動

市、消防機関は、警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、次により迅速、適切な救急・救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は、要救助者及び傷病者が同時に多数発生する事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域市民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなどして、効率的な救助活動の実施に努めるものとする。

(1) 市は、直ちに芳賀郡市医師会等と協力して救護所を開設し、傷病者の救護にあたる。

(2) 多数の傷病者が発生した場合は、医師、救急隊員等はトリアージを行い、重症者から搬送する。なお、特に重篤な負傷者については、ドクターヘリによる搬送を要請する。

(3) 重症者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

### 2 消火活動

#### (1) 火災発生状況の把握

大きな地震が発生した場合、消防機関は、管内の消火活動に関する次の情報を収集し、市災害対策本部及び警察と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利の活用可能状況

(2) 消火活動の留意事項

地震による火災が発生した場合、消防機関は、火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消火活動を行う。

ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。

イ 多数の延焼火災が発生している地区については、市民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等市民の安全確保を最優先に行う。

ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、火災警戒区域を設定し、市民の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

オ 自主防災組織が実施する消火活動と連携するとともに、指導に努める。

#### 第4 県消防防災ヘリコプター緊急運航の要請

1 市長等からの緊急運航の要請

市長又は消防長は、地域、地域市民の生命、身体及び財産を災害から保護するために差し迫った必要性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がない場合は、県に対し県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請を行う。

(1) 緊急運航の内容

ア 救急活動

(ア) 被災地等からの救急患者の搬送

(イ) 被災地等への医師、医療器材等の搬送

イ 救助活動

被災者の捜索、救助

ウ 災害応急対策活動

(ア) 被災状況等の調査、情報収集活動

(イ) 食料、衣料その他生活必需品や復旧資材等の支援物資、人員の輸送

(ウ) 災害に関する情報、警報等の広報宣伝活動

エ 火災防御活動

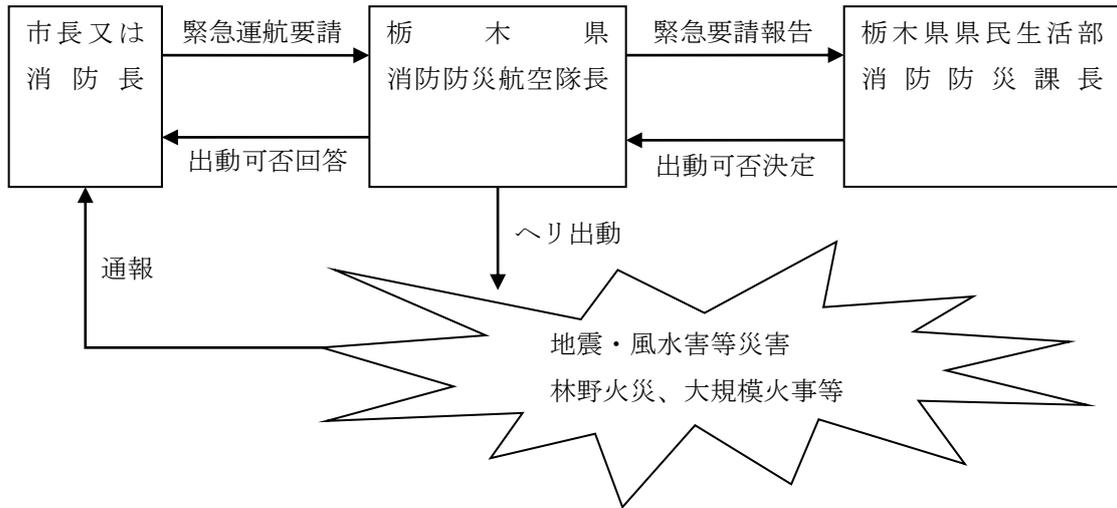
(ア) 林野火災等における空中消火活動

(イ) 被害状況調査、情報収集活動

(ウ) 消防隊員、消防資機材等の搬送

オ その他、災害応急対策上特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

〈県消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー〉



2 ヘリコプター飛行場外離着陸場等の確保

市は、ヘリコプターの活動のための飛行場外離着陸場等を確保し、安全対策を図るとともに、傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手配、地上支援等の準備を行う。

第5 消防相互応援等

1 消防相互応援

一つの消防機関では対応できないような大規模な災害が発生した場合、「栃木県広域消防応援等計画」等により相互応援を実施する。

(1) 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援

県内全消防本部（局）による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」所定の手続きにより要請、出動する。

ア 第一次応援体制

一つの消防機関をブロック内の他の消防機関が応援する体制。

要請手続：受援消防機関が、市長に報告の上、幹事消防本部に応援要請する。

イ 第二次応援体制

一つの消防機関を県内のすべてのブロックの消防機関が応援する体制。

要請手続：①受援消防機関が、幹事消防本部及び代表消防機関（宇都宮市消防局）と調整の上、市長に報告後、県及び代表消防機関に応援要請する。

②応援要請を受けた県が、県内消防機関に連絡する。

2 緊急消防援助隊

県内の消防力で対処できないような大規模な災害が発生した場合、県は、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、国に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

(1) 要請手続

ア 被災した市町は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県に対し応援要請を行う。県は、要請を受けた場合、災害の概況及び県内の消防力を勘案の上、国に対し応援要請を行う。

- (ア) 災害発生日時
- (イ) 災害発生場所
- (ウ) 災害の種別・状況
- (エ) 人的・物的被害の状況
- (オ) 応援要請日時
- (カ) 必要応援部隊数
- (キ) 連絡責任者の職・氏名・連絡先等
- (ク) 応援部隊の進出拠点、到達ルート
- (ケ) 指揮体制及び無線運用体制
- (コ) その他の情報（必要資機材、装備等）

※（ク）～（コ）については決定次第報告を行う。

イ 市は、県に連絡が取れない場合、直接国に応援要請を行うものとする。

## 第6 警察の活動

警察は、消防機関等の関係機関との緊密な連携のもとに、救出・救助活動を実施する。

市等から救助活動の応援要請があった場合や自ら必要と判断した場合は、速やかに救出・救助部隊を編成して救出・救助活動を実施する。

また、救出・救助活動が円滑に行われるよう、必要に応じ、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限し、緊急交通路の確保にあたる。

## 第7 自衛隊の活動

自衛隊は、知事の要請に基づき、災害現場に部隊等を派遣し、消防機関、警察、医療機関等と連携し、避難者の捜索・救助、救急患者の搬送等の各種救援活動を行う。

## 第8 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被災者の救出は、次の基準により実施する。

### 1 内容

災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

### 2 費用の限度

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等で、当該地域における通常の実費。

### 3 期間

災害発生の日から3日以内。ただし、次のように真にやむを得ないと認められる場合、事前に内閣総理大臣の承認を得て期間を延長する。

(1) 現に救出を要する者が、目に見えるようなとき

(2) 家屋等の下敷きや土砂に埋没した者が助けを求め、又は生存していることが明瞭であるようなとき

(3) 災害の発生が継続しているとき

## 第8節 医療・救護活動

風水害等対策編第3章第8節「医療・救護活動」を準用する。

## 第9節 二次災害防止活動

地震発生後の余震等による建物倒壊等や降雨による土砂災害等の二次的な災害を防ぐため、市は関係機関と連携して、迅速かつ的確な措置を実行する。

### 第1 水害・土砂災害等の二次災害防止

#### 1 水害の防止

風水害等対策編第3章第3節に定めるところによる。

#### 2 土砂災害の防止

##### (1) 施設、土砂災害危険箇所等の点検・応急措置の実施

市は、県、消防機関等関係機関と連携して、余震、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や、土砂災害危険箇所の点検を実施して安全の確保に努める。また、許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、県と連携し、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行うなど、二次災害の防止に努める。

##### (2) 被災宅地危険度判定の実施

市は、県と連携して、二次的な地すべり、崖崩れ等から市民の安全の確保を図るため、宅地の被害状況を調査し、二次災害発生の危険度の判定、表示を行う被災宅地危険度判定を実施する。

判定の結果、使用を制限する必要がある場合、市は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

##### (3) 避難対策

市及び消防機関は、土砂災害の発生が予想される場合は、危険区域内の市民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ本章第5節の要領により警戒区域の設定若しくは避難指示等を行うなどの安全対策に努める。

### 第2 建築物・構造物に係る二次災害防止

#### 1 震災建築物応急危険度判定の実施

市は、県と連携して、余震に伴う建築物・構造物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、建築物等の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険程度の判定、表示等を行う、震災建築物応急危険度判定を実施する。

#### 2 二次災害の防止

市は、震災建築物応急危険度判定の結果、使用を制限する必要がある場合は、当該建築物の管理者、使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

## 第10節 緊急輸送活動

風水害等対策編第3章第9節「緊急輸送活動」に定めるところによるものとするが、地震発生時に緊急輸送の確保を図るため、次の事項について定めるものとする。

### 第1 被害状況の把握等

#### 1 被害状況の把握

大規模地震発生後、道路の陥没、橋りょうの落下、その他の交通の障害状況を的確に把握するため、速やかに調査班を編成し、道路の被害状況を調査する。また、警察、他の道路管理者から交通規制状況や管理道路の被害状況を把握するとともに、消防団、自治会等から各地区における道路被害状況等を収集し、道路の通行可能状況を把握する。

#### 2 広報の実施

市は、把握した道路通行状況等について広報車等により広報を行い、市民及び自動車運転者に運転の自粛や協力を求める。

## 第11節 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動

風水害等対策編第3章第10節「食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動」を準用する。

## 第12節 農林水産業関係対策

風水害等対策編第3章第12節「農林水産業関係対策」を準用する。

## 第13節 保健衛生活動

風水害等対策編第3章第13節「保健衛生活動」を準用する。

## 第14節 遺体の搜索・処理・埋葬

風水害等対策編第3章第14節「遺体の搜索・処理・埋葬」を準用する。

## 第 1 5 節 障害物除去活動

風水害等対策編第 3 章第 1 5 節「障害物除去活動」を準用する。

## 第 1 6 節 廃棄物処理活動

風水害等対策編第 3 章第 1 6 節「廃棄物処理活動」を準用する。

## 第 1 7 節 文教施設等応急対策

風水害等対策編第 3 章第 1 7 節「文教施設等応急対策」を準用する。

## 第 1 8 節 住宅応急対策

風水害等対策編第 3 章第 1 8 節「住宅応急対策」を準用する。

## 第 1 9 節 労務供給対策

風水害等対策編第 3 章第 1 9 節「労務供給対策」を準用する。

## 第 2 0 節 公共施設等応急対策

風水害等対策編第 3 章第 2 0 節「公共施設等応急対策」を準用する。

## 第 2 1 節 危険物施設等応急対策

風水害等対策編第 3 章第 2 1 節「危険物施設等応急対策」を準用する。

## 第 2 2 節 広報対策

風水害等対策編第 3 章第 2 2 節「広報対策」を準用する。

## 第 2 3 節 自発的支援の受入

風水害等対策編第 3 章第 2 3 節「自発的支援の受入」を準用する。

## 第 2 4 節 孤立集落応急対策

風水害等対策編第 3 章第 2 4 節「孤立集落応急対策」を準用する。

## 第4章 復旧・復興

### 第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

風水害等対策編第4章第1節「復旧・復興の基本的方向の決定」を準用する。

### 第2節 民生の安定化対策

風水害等対策編第4章第2節「民生の安定化対策」を準用する。

### 第3節 公共施設等災害復旧対策

風水害等対策編第4章第3節「公共施設等災害復旧対策」を準用する。